

居宅介護支援事業・介護予防支援事業 契約書

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人恵和会（以下「事業者」という。）は、契約者がケアプランセンター明日香苑（以下「ケアプランセンター」という。）において、事業者から提供される居宅サービス計画について、つぎの通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（本契約の目的）

第1条 本契約は、契約者が居宅サービスを適切に利用できるように事業者が契約者の委託を受けて、契約者の心身の状況、置かれている環境や契約者及びその家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援（ケアマネージメント）について定めることを目的とするものです。

（介護支援専門員）

第2条 事業者は、その事業所に属する介護支援専門員に契約者の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。

（運営規定の概要）

第3条 事業者の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（居宅介護支援の内容）

第4条 事業者は契約者に対し、次の各号の居宅介護支援・介護予防支援を提供します。

1. 事業者は、契約者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。）にかかる申請等について、契約者の意志を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行ないません。
2. 事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境、契約者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。
3. 事業者は、前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ないません。
4. 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、契約者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理表の提出を行なうとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行ないません。

（要介護認定等にかかる申請の援助）

第5条 事業者は、契約者の要介護（支援）認定の更新の申請が、契約時における契約者の要介護（支援）認定有効期間の満了日の30日前までに行なわれるよう必要な援助を行なうものとします。

2. 前各項の申請について、契約者が希望する場合、事業者は当該申請を代行して行なうものとします。ただし、この場合、契約者は第13条に定める利用料に申請代行のための費用を支払います。

（居宅サービス計画の原案の作成方法）

第6条 事業者は、担当者である介護支援専門員に、以下に定める事項を遵守させたくて、居宅サービス計画の原案の作成業務を行なわせません。

1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を契約者又はその家族に提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
2. 介護支援専門員は、契約者及びその家族に面接を行ない、契約者に対する介護支援を行なう上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。そのため契約者は、可能な限り介護支援専門員に協力しなければなりません。
3. 介護支援専門員は、前項の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、契約者及び契約者の家族に対して説明し、文書による契約者の同意を得なければなりません。

（居宅サービス計画の作成）

第7条 事業者は、担当者である介護支援専門員に、契約者の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成させなければなりません。

(サービス実施状況の管理、苦情処理等)

第8条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

2. 事業者は、契約者がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、又は、契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければなりません。

(中立義務)

第9条 事業者は、契約者より委託された業務を行なうにあたっては、契約者に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用させるなど特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう、複数の事業所を紹介し、公正中立に行なわなければなりません。

(告知・説明義務)

第10条 事業者は、契約者より委託された業務を行なうにあたっては、契約者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければなりません。

(秘密保持義務)

第11条 事業者は、介護支援専門員又はその他の事業者の従業者であるものは、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らしません。

2. 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、介護支援専門員に、サービス担当者会議等において、契約者又は契約者の家族の個人情報を用いさせません。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。ただし、契約者の契約時の要介護（支援）認定有効期間の満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護（支援）認定が更新される場合は、更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とします。

2. 前項の契約満了の7日以上前までに契約者から書面による解約の申し出がない場合、この契約はさらに6ヵ月間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、前項のただし書きが適用されます。

(報酬)

第13条 契約者は、事業者が提供する居宅介護（介護予防）支援に対する利用料として、別紙重要事項説明書に記載した金額を支払います。ただし、事業者が介護保険法に基づき、契約者に代わり、別紙利用料に相当する保険給付を受領する場合にはこの限りではありません。

2. 事業者は、契約者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護（介護予防）支援を行なう場合には、それに要した交通費の支払いを契約者に請求できます。
3. 事業者は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあつては、あらかじめ契約者及び契約者の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行ない、契約者の同意を得なければなりません。

(解除権)

第14条 契約者は、何時でも本契約を解除することができます。ただし、契約解除により事業者に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。

2. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①契約者及びその家族の情報不提供により契約を継続しがたい事情が生じた場合。
 - ②契約者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。

(情報の保存・開示義務)

第15条 事業者は、契約者の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を5年間保存しなければなりません。

2. 前条第1項の規定により契約者が本契約を解除した場合で、事業者に対し他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、又は、前条第2項の規定により事業者がやむをえず本契約を解除した場合、その他契約者から申し出があった場合には、事業者は契約者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。

(損害賠償)

第16条 事業者が、介護支援事業の提供を行なう上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、契約者の居宅介護サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、事業者はその損害を速やかに賠償する義務を負います。
ただし、事業者側に有責性が認められない事由については、損害の賠償責任は生じません。

(協議事項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条記載の目的のため、契約者、事業者互いに信義に従い誠実に協議して決定いたします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、契約者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

契 約 者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。	
	住 所	〒
	氏 名	印
	電話番号	
	代筆者	続柄

事 業 者	当事業者は、居宅介護支援事業者として契約者の申込を受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行ないます。	
	所在地	〒 509-7204 岐阜県恵那市長島町永田382番地38
	名 称	社会福祉法人 恵 和 会 理事長 森 川 千 江 子 印
	電話番号	0573-26-5271

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的
 - (1) ケアプランに沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、ケアマネジャーと他事業所との連絡調整等において必要な場合。
 - (2) 利用者の日常生活に係わる相談、援助の際に生じる居宅介護支援事業所、医療機関等との連絡調整等において必要な場合。
 - (3) 事業所において行われる学生や介護支援専門員実務者研修者の実習への協力。行政機関・介護保険事業者間等の研修会・研究会等への発表資料。

2. 使用する期間
居宅介護支援事業・介護予防支援事業 契約期間

3. 使用する条件
 - (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

ケアプランセンター明日香苑 所長 様

利用者 _____ 印

家族 _____ 印

この「個人情報使用同意書」は、目的以外には一切利用いたしません。